

厚生常任委員会

平成27年2月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| ◎里川宜志子 | ○辻 善次 | 宮崎 和彦 |
| 小林 誠 | 中川 靖広 | 紀 良治 |
| 坂口 徹 | | |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 乾 善亮 | 住 民 生 活 部 長 | 植村 俊彦 |
| 福 祉 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 中原 潤 |
| 同 課 長 補 佐 | 安藤 容子 | 同 係 長 | 上山 泰史 |
| 国保医療課長 | 山崎 善之 | 同 課 長 補 佐 | 田口 昌孝 |
| 健康対策課長 | 西梶 浩司 | 同 課 長 補 佐 | 北 典子 |
| 環境対策課長 | 栗本 公生 | 同 課 長 補 佐 | 福田 善行 |
| 住 民 課 長 | 岡村ひとみ | 同 課 長 補 佐 | 鎌田 裕之 |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、小林委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会させていただきます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、宮崎委員、小林委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目として、継続審査案件であります、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成21年度より実施をしております生ごみ分別収集モデル事業の実施状況につきましてご報告をさせていただきます。

資料1におきまして生ごみ分別収集実施状況の推移をお示しをしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

ごみの焼却及び埋立て処分量の削減並びに資源の有効利用を図ることを目的に平成21年度より実施をしております生ごみ分別収集モデル事

業につきましては、継続的に環境井戸端会議や自治会連合会の会合などでの協力をお願い、あるいは町広報紙によります特集記事の掲載、自治会への書面での協力依頼等々、あらゆる方法によりまして協力をお願いをしているところであります。

その結果、資料の上段に記載をしておりますように、モデル世帯数は、平成25年度末では、モデル自治会38自治会3,386世帯に、モデル家庭264世帯を加えました3,650世帯。また、平成26年度では、本年1月末現在で、モデル自治会47自治会4,054世帯に、モデル家庭313世帯を加えました4,367世帯となり、町内の38.7%、約4割の世帯で生ごみ分別にお取り組みいただいている状況であります。

なお、資料の裏面にモデル自治会の一覧表を記載をしておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

次に、生ごみの回収量であります。資料の中段に記載をしております。

分別世帯数の増加とともに回収量も右肩上がりで増加しております。平成25年度では年間約250トンの生ごみを処理し、平成26年度では、本年1月末現在で約263トン、可燃ごみの約10%に相当する量を堆肥として資源化処理している状況となっております。

次に、この生ごみ分別によります効果であります。資料の下段に平成24年度以降の費用対効果についてお示しをしております。

平成24年度から、可燃ごみにつきましては、町の焼却処理から民間業者に処理を委託しております。可燃ごみからの分別を図るものにつきましては、分別による効果が全て金額、処理経費で表すことができるようになっております。

平成24年度を例にいたしますと、平成24年度、生ごみの排出量は226.79トン、可燃ごみの排出量は3,999.84トン、合わせまして4,226.63トンを処理をしております。

仮に生ごみの分別に取り組んでおらず、4,226.63トンを全て焼却していた場合、処理の委託料は1億4,867万2千円が必要とな

りますが、実際の委託料は、可燃ごみの処理に1億4,069万4千円、生ごみの堆肥化処理に506万1千円、合わせまして1億4,575万5千円の支出となっております。

可燃ごみの処理単価につきましては、平成24年度では1トンあたり35,175円ですが、生ごみの堆肥化処理の費用は、処理単価が1トン当たり14,000円に、別に運搬費が必要になりますものの、合わせましても1トン当たり約2万円程度で処理をできておりました、生ごみの分別、堆肥化処理によりまして、平成24年度では291万7千円の処理費用の削減につながったところであります。

また、可燃ごみの処理委託料につきましては、平成25年度の処理単価が1トン当たり34,650円、平成26年度が1トン当たり33,480円と、交渉の結果、年々単価が引き下げられているところではありますが、今日までのトータルで見ましても、平成24年度から平成27年1月末まで2年10か月間で、生ごみの分別収集によりまして1,154万2千円の処理費用が削減できているところでありまして、費用の面でも効果的な事業であることを確認しているところであります。

このように、生ごみ分別収集は、取り組みが広がれば広がるほど焼却量や埋立て量の削減、資源の有効利用につながるほか、処理費用面でも有効な取り組みとなりますが、地球環境にも、処理費用の面でもさらに有効な手段といたしましては、やはり自家処理ということになります。

従来、生ごみの自家処理は、高額な電気式生ごみ処理機、あるいは畑や庭などで使用する生ごみ処理容器などを用いるのが一般的でありましたが、最近では、それらに加え、作業的にも、価格的にも手軽なダンボール型コンポスト、さらには土の中の微生物を利用し、生ごみを消滅させる木箱型コンポストなどが実用化され、電気を使わない、また、畑や庭がなくてもベランダなどで手軽に、気軽に生ごみの自家処理ができる方法が確立されてきております。

町におきましては、そうした生ごみの自家処理の普及にも努めておりまして、昨年11月、また、先日、2月14日にもダンボールコンポスト体験講座を開催し、先日の講座には50名を超える住民の方にご参加

いただいたところであります。

また、木箱型コンポストは、神奈川県葉山町の住民の方が考案された方法で、ベランダDEキエーロという名称で実用化されておりますが、現在、役場の玄関前にそのコンポストを実際に設置をいたしまして生ごみの分解状況の公開実験を行っているところで、うまくいけば住民の方にも実際にベランダDEキエーロをご使用いただくモニター事業の実施なども計画をしているところであります。

町といたしましては、今後、町が行う生ごみ分別収集の拡充はもちろんであります。常に情報収集に努めながら様々な生ごみの自家処理方法の紹介、あるいは体験講座やモニター事業などを実施し、住民の方々がそれぞれの生活様式に合わせた生ごみ減量の方法が選択できるように、また、その選択肢をふやしていきたいと考えているところであります。その状況につきましても当委員会にもご報告をさせていただきたいと考えているところでありますので、よろしくお願いを申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員

今、ちょっと紹介ある、木箱のキエーロの、あれ、大体処理するのに、今、テスト中やけども、入れて何日ぐらいで消えていきおるのか、その辺の、大体日数とか、その辺ちょっとわかったら。

環境対策
課長

今、実験を始めたのが冬場でして、なかなか消滅はしないんですけども、通常でしたら1日当たり300グラムの生ごみを毎日投入してもふえることはないというふうに言われております。当町でも毎日300グラムの生ごみを入れていきますけども、箱がいっぱいになることはないの、その辺は分解をされているのではないかなというふうに考えていま

す。

辻委員 消えていくんやったら、これよかったら、また、例えば、募集してもええけども、例えば自治会のそういう井戸端会議とかその辺でも十分やっぱりちょっと、実際持って行って見本、説明しながら、また普及に努めて、よかったら努めてほしいということで、要望だけしておきます。

委員長 今、辻委員がおっしゃった件なんですが、地域的にね、生ごみの回収ボックスをなかなか置けない、置くスペースがなかなかとれないというような地域は、もう担当課におかれても承知をされていると思うんです。自治会で話し合ってもなかなか設置できる場所の特定もしにくいとか、そういう地域に関してはすごくこれは有効な取り組みになるだろうというふうに私も思いますので、町としてもね、ごみゼロを目指して頑張る中で、生ごみを減らすという取り組みにおいては、これは重要な施策というような位置づけをしていただいて、さらに取り組みを進めていただきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

ほかに委員の皆さんのほうで何かございますでしょうか。特によろしいございますか。

(な し)

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

続きまして、2番目の各課報告事項についてを議題といたします。

まず、その1、斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは、斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付要綱についてご報告させていただきます。資料2をごらんください。最後のペー

ジの要旨でご説明させていただきます。

斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付要綱（要旨）。おたふくかぜは、発熱と耳下腺のはれを特徴とする病気で、重症化すると脳炎や難聴等の合併症を引き起こすことがあります。ワクチンを接種することで、おたふくかぜの発症や合併症を予防することができることから、安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るため、幼児を対象におたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を町単独事業で行うこととし、この要綱を制定するものであります。

主な制定内容であります。（１）助成対象者、第２条関係ですが、助成対象者は、接種日において斑鳩町に住所を有する生後１２か月から小学校就学前までの幼児の保護者としております。（２）として、助成金、第３条関係では、助成金の額は、ワクチン接種に要した費用に２分の１を乗じて得た額で１回につき３，０００円を上限とし、助成金の交付は２回を限度としております。（３）として、助成金の交付申請、第４条関係では、助成金の交付を受けようとする者は、斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書にワクチン接種を証する領収書等を添付し、町長に提出することとしております。施行期日ですが、平成２７年４月１日から施行します。

なお、要綱本文の説明は省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付要綱についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。 辻委員。

辻委員 要綱、これ、４月１日からってなっておりますけど、これは結構なことですけど、このPRっていうのが、例えばちょっと早目にしてもうたら、３月におたふくかぜ自費でされる方、やっぱり１か月待ってもうたら補助出るといふこともありますので、その辺の周知、いつごろされる

のか。

健康対策
課長 今、現在はこのおたふくかぜのワクチンのご承認をいただいて、4月以降、事業予定表を毎年4月に、保健センターの事業予定表を出しておりますので、そこで住民の方にお知らせをしていくというように考えております。

辻委員 ちよっといろいろなあれもあるけども、できたらこういう新たな事業やさかいに早い目に、できたら補助事業やから早い目に周知してもうたほうがええのかなということだと思いますけど、その辺、ちよっと今後、検討だけお願いしたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 今、ご質問の件ですけども、新規事業の場合とか、また、例えばこの次の案件の不妊治療等を拡充いたしますこういう案件につきましては、必要に応じて町長のほうから、定例議会のやつは必要なとき記者会見もやっておりますので、それらを通じて報道等で周知して、広く周知できたらと考えておりますので。

委員長 そうしたら、そういう方向性で、より多くの方たちに喜んでいただけて、利用もしていただけて、子どもたちの健康を守れる立場から、せっかくの助成制度を利用していただけるようにご配慮をお願いしたいと思います。

ほかにはよろしいございますか。

(な し)

委員長 そうしたら、すみません。1点だけ確認させてください。
このワクチンについては、生後12か月で1回、それから何年かあけ

て小学校就学前までにもう1回の2回を接種することが非常に有効的であるというふうに理解はしているものですね、この、12か月から小学校就学前といえども年齢にはばらつきがございますが、3歳、4歳ぐらいの子どもさんであれば1回接種で終わったほうがいいのか、それとも、1年でもあけて2回打ったほうがいいのか、そういうところ、多分お母さんたちもよくわからないと思いますので、その辺の判断っていうんですか、1回打って何年あけなければならないのか、あまり続けて接種するっていうのはよくないのか、そういうことも含めてですね、きちっと保護者への説明であったり、町の医師会との連携であったり、先生のほうからも説明していただける。もう3歳とか4歳になってはったら1回でいいですよということになるねやったら、その旨もきちっと説明していただけるっていう、そういうシステムづくりもあわせてきちっとやっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺は、また今後、きちっとしていただけますでしょうか。

健康対策
課長

ご質問でその接種、どれぐらいのタイミングで接種すればいいかというご質問だと思います。一応、12か月過ぎて早い段階で1回、そして年長のときにまた1回ということで、こういった接種の仕方は日本小児科学会で推奨している接種の仕方でございます。それは、この打ち方によって抗体価が一番高くなるというふうに言われております。

ただ、2回目を打つ間隔ですけれども、これにつきましては、かかりつけの医師と、先生とご相談いただいて、2回目の接種についてはご相談いただきたいというふうには考えております。

委員長

新しい制度ですし、ここには就学前までの幼児に対して助成ができるということです。ですから、助成対象者となる4歳、5歳とか年齢が既にある程度いって接種をする場合のケースっていうのも想定していただきまして、その辺はきちっと医師会などとも連携をし、保護者にも説明をしてあげられるような体制はしておいていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに委員皆さんのほうで、何かございますか。よろしいございますか。

(な し)

委員長

ないようですので、次にいきます。

2つ目です。斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策
課長

斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱についてご報告させていただきます。資料3をごらんください。最後のページの要旨でご説明させていただきます。

斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（要旨）。一般不妊治療及び不育治療を行っている夫婦の経済的負担の一層の軽減を図るため、町単独助成事業として実施している一般不妊・不育治療費助成金額を増額するものであります。

主な改正内容であります。助成内容、第5条関係であります。一般不妊治療についての助成金の上限を5万円から7万円に改める。また、不育治療についての助成金を自己負担額の2分の1から範囲内に改める。上限額の10万円は変更なしと。施行期日ですが、この要綱は、平成27年4月1日から施行いたします。

なお、新旧対照表等についての説明は省略させていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この助成をね、使って、やはり何名の方が子ども出産されたっていう例ってあるのかな。

委員長 実績ですね。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 平成25年度の実績でご報告をさせていただきます。平成25年度は、34件の申請がございました。そのうち妊娠または出産された方は約35%になっております。

委員長 よろしいですか。
ほかに何か、質疑、ご意見などはございますでしょうか。

(な し)

委員長 これにつきましても、以前から町単独でやっていた上に、国の補正予算も利用しながら拡大をするということです。子どもほしいと思っておられる方への、やはり周知ですね、そういうことに努めていただきたいということをお願いしておきます。

それでは続きまして、3番目ですね、第6期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について、理事者の報告を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、第6期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）についてご報告をさせていただきます。

委員皆さまもご承知のとおり、第1号被保険者の介護保険の保険料率は、介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用から算出することとなります。このたび、事業計画（案）として保険給付の推計量がまとまりましたことから、第6期の計画期間である平成27年度から平成29年度の保険料の関係につきましてもあわせてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、本計画の概要でございます。

まず、第6期斑鳩町介護保険事業計画でございますが、この計画は、介護保険法第117条の規定に基づきまして、本町の介護保険事業の運営方針、サービス量や事業量の見込み、また、その確保のための方策を示すものでございます。斑鳩町高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づきまして、本町の高齢者福祉に関する取り組みなどを定めるものでございます。また、計画期間につきましては、平成27年度から平成29年度までの3か年となっております。本計画の策定に当たりましては、日常生活に関するアンケート調査の実施、また、介護保険運営協議会において慎重にご審議をいただいたところでございます。

それでは初めに、お手元に配布しております資料4-1の計画(案)によりまして、計画の記載内容について、簡単にご説明をさせていただきます。

初めに、計画書の1ページでございます。第1章計画の策定にあたってでございます。計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画の期間などについて記載をしております。

4ページをごらんいただきたいと思います。下段の3、計画の期間でございます。今回の第6期計画は、団塊の世代が75歳以上になる10年後の平成37年を見据えた中長期的な取り組みを行う最初の3か年という位置づけとなっております。

次に、6ページでございます。第2章の高齢者等の現状では、人口と高齢化率、要介護認定の状況やアンケート調査の結果などについて記載をしております。

次に、32ページからでございます。第3章第5期計画の取組の評価と課題の整理であります。この章では、71ページにかけまして、第5期、平成24年度から平成26年度までの介護保険、あるいは高齢者福祉のサービス等の実績などにつきまして、現第5期計画の施策目標ごとにその実績を記載をしております。また、70ページ、71ページでございます。今回策定いたします第6期計画に向けました地域包括ケアの推進に向けた主な課題を整理させていただいているところでございま

す。

続いて、72ページでございます。第4章計画の基本的な考え方でございます。83ページにかけまして、町が目指す2025年の高齢社会像、計画の基本理念、施策の目標と体系について記載をしております。

第5期計画、現計画の基本理念、「すべての住民が、すこやかで、いきいきとした生涯を送ることができるまちづくり」、この基本理念を継承いたしますとともに、74ページから76ページにございますように新たに地域包括ケアシステムの推進を加え、7つの施策の目標を定めてまいります。

続きまして、84ページからの計画の具体的な取組でございます。施策の目標ごとに、その取り組み内容や介護サービス、高齢者福祉サービス等の施策や事業について記載しております。

次に、119ページからでございます。第6章第6期介護保険事業のサービス量等の見込みでございます。この章につきましては、第6期計画の計画期間でございます平成27年度から平成29年度までの介護保険のサービス量等を推計し、取りまとめたものでございます。

まず、120ページでございます。被保険者数や要支援・要介護認定者数等について、平成27年度から平成29年度の今後3年間及び平成32年度、37年度の推計をまとめたものでございます。

次の121ページは、今後3年間における介護予防サービスの種類ごとの見込み量、122ページ、123ページにかけましては、介護サービスの見込み量を取りまとめたものでございます。

また、124ページから127ページには、新たな総合事業等の移行も踏まえまして地域支援事業の各種サービス・事業の見込み量を取りまとめております。

申しわけございませんが、128ページ、129ページをお開きいただきたいと思っております。ただいま申しあげました、これら各サービス等の見込み量を取りまとめまして、7番として、第6期介護保険事業に要する費用として記載をしております。第6期計画における総費用は、129ページ中段の(5)番、介護保険事業の総費用のとおりとなったとこ

ろでございます。

まず、介護保険の本体でございます標準給付費、（I）ですけれども、3年間の合計額で67億8,583万1,894円、地域支援事業費が、Jでございます、3年間の合計額で1億6,687万4千円、総費用では、3年間で69億5,270万5,894円を見込んだところでございます。

また、平成24年度から平成26年度の第5期計画との比較でございます。標準給付費が9億4,993万9,109円、16.2%の増、地域支援事業費が3,665万5千円、28.1%の増、総費用では9億8,659万4,109円、16.5%の増となったところでございます。

最後に、130ページでございます。第7章計画の推進に向けてといたしまして、この計画の推進体制と計画の進捗管理体制について記載しております。

計画（案）の概略は以上のとおりでございます。本日は、非常に簡単な説明となっておりますので、詳しくはまた後ほどごらんいただけたらというふうに思います。

また、計画書につきましては、これから製本作業に入ってまいりたいと考えておりますが、製本ができましたら、改めて委員皆さま方に配本させていただきたいと思っております。また、町民の皆さま方に対しましても、広報、あるいは町のホームページ等を通じまして概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第6期計画期間、平成27年度から平成29年度の介護保険料の関係について、ご説明をさせていただきます。恐れ入れますが、A3の資料4-2、第6期（平成27年度から平成29年度）介護保険料率等比較表をごらんいただけますでしょうか。

冒頭申しあげましたとおり、第1号被保険者の保険料率は、先ほどご説明いたしました介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用から算定することとなり、また、本町の場合、この費用の約24.5%に当たる額を被保険者全体でご負担いただくというふうになっております。

これを現行の保険料率に合わせますと、1か月の保険料の基準額が5,529円となりまして、現行額の4,892円を637円、約13%上回る結果となったところでございます。

そこで、保険料額の上昇を抑えるため、介護保険給付費準備基金の今年度、平成26年度末の残高見込額約7,600万円のうち、今回の推計を上回る給付額増への対応分として3,000万円を留保させていただきまして、4,600万円を取り崩すことを前提とした上で、保険料段階、あるいは基準額に対する割合等について検討をさせていただいたところでございます。

資料4-2の表でございませけれども、こちらの表は、左から、第5期の保険料率、国の基準を適用した場合の保険料率、(B)でございませ、現行、第5期の割合を適用した場合の保険料率、Cでございませ、一番右が第6期の保険料率の案ということでお示しさせていただいたものでございませ。

まず、今回、介護保険法施行令の改正によりまして、国の基準であります標準段階について、第1段階、第2段階が統合されますとともに、第3段階以降では、特例段階の標準化、あるいは段階の分割、また、各段階を分ける所得等の基準額についても見直しが行われておりまして、現行の6段階から、資料のB欄でございませ、B欄のとおり9段階に見直しをされているところでございませ。

次に、C欄、現行割合を適用した場合の保険料率でございませが、基準額は、網掛けの部分でございませ。64,548円、一番下のとおり月額では5,379円となりまして、現行の保険料の110%というふうになっております。

続いて、D欄でございませ。第6期保険料の見直し案でございませ。

まず、保険料の段階でございませが、国の標準段階の見直しにあわせまして、現行の第1段階と第2段階を統合し、現行14段階から13段階に見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、各段階の基準額に対する割合でございませが、新たな第1段階から基準額の第5段階、いわゆる本人が、住民の方本人様が市町村民税

非課税の段階につきましては、現行割合を継続することを基本として考えております。ただし、網掛けをしております、一番右の第4段階でございますけれども、C欄のとおり、現行の割合、0.91を継続いたしますと、その左側の国の基準額、B欄を適用した場合の保険料57,283円を上回りますことから、現行の0.91から0.89に減じるということで考えたところでございます。

続いて、本人が市町村民税課税の場合の第6段階以降についてでございます。

初めに、第6段階から第8段階であります。

まず、基準額に対する割合については、現行の割合を継続してまいります。

次に、各段階を分ける所得の基準でございますが、今回、国の基準が見直されたことに伴い、これに合わせ見直しを行ってまいります。ここで恐れ入ります、A欄と国の基準（B欄）の対象被保険者の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、A欄の現行第7段階は、合計所得金額125万円未満から、B欄、6段階でございます、合計所得金額120万円未満に、A欄8段階は、同じく125万円以上190万円未満から、B欄、新たな7段階でございます、120万円以上190万円未満に、A欄第9段階では、190万円以上300万円未満から、B欄第8段階のとおり、190万円以上290万円未満にそれぞれ引き下げられておりまして、町の基準につきましてもこれにあわせて見直しを行ってまいりたいと考えております。

続いて、D欄にお戻りいただきまして、見直し案の第9段階から第13段階についてでございます。

この段階は、第5期におきましても、国の基準よりも高い割合とさせていただいておりました段階でございますが、今回、国の基準においても現行の1.5から1.7に割合が引き上げられておりまして、それぞれ現行割合から0.1ずつ引き上げをお願いしたいと、このように考えております。

また、第9段階につきましては、段階を分ける基準額について、先ほどと同様に国の基準にあわせまして、現行の合計所得金額300万円以上400万円未満から、290万円以上400万円未満に見直しを行ってまいりたいと考えております。

このような形をとります中で、第6期の介護保険料の基準額につきましては、一番右端、B欄の第5段階でございます。64,308円、月額で申しあげますと表の一番下、右下でございます。5,359円に抑えると、このようにしたところでございます。

なお、この保険料の見直しに関しましては、先日、2月5日に開催いたしました介護保険運営協議会にお示しをさせていただきまして、委員会としてご理解も賜ったところでございます。

第6期の計画期間でございます平成27年度から平成29年度の保険料についてのご報告は以上でございますが、次の3月議会におきましてこの保険料に関する介護保険条例の改正を上程させていただく予定としております。高齢者の皆さまには保険料の引き上げとなるものでございますが、介護保険財政の仕組みからやむを得ないということもございまして、何とぞご理解を賜りたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、第6期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 中川委員。

中川委員 この保険料率でいくと、斑鳩町はどれぐらいの保険料になるやろ、全体で、合計で。わからへんかな。斑鳩町全体で。

委員長 改定後の1号被保険者から回収する保険料額。
暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長 再開いたします。
本庄福祉課長。

福祉課長 3年間トータルで申しあげさせていただきます。15億2,960万、
おおよそ15億2,960万というふうにワークシート上で見込ませて
いただいております。3年間トータルでございます。

委員長 よろしいですか。
ほかに、質疑。 辻委員。

辻委員 次回でも結構ですけども、例えば年度ごとに、27年度は総額これだ
け、介護費用これだけ見込みでかかって、その内の個人負担が20何%、
24.5%個人負担、それがこの金額で、上げる、これだけ上げんなん
っていう根拠やな、前、保険でもあったけど、これだけあるさかいにこ
れだけ上げませという、できたら3年間で。
それで基金も、これ、4千万、3千万取り崩しされるのかな、

(「ちやうちやう、3千万残す」と呼ぶ者あり)

辻委員 3千万残す。4,600万の基金を使って。
その辺の年度ごとの、できたら年度ごとの、27年度、28年、29
年度で。そんな資料あったら、できたら、一般の人に、これだけあるさ
かいにこれだけ上げんなんねでっていうふうなわかるような。
これやったら、国が上げたさかい上げませというような内容やけど
も、町としてどんな。できたらちょっと。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 この介護保険料というのは、あくまでも3年間の給付から算出して、それを、何て言うんですか、割り戻すということですので、年度ごとについてということではないんです。あくまでも保険料は3年間一定の金額ということです。ただ、給付は順番に、年度ごとに上がっていきますので、お示しさせていただけるとすれば、この3年間の給付総額、今、計画でお示しさせていただいた給付総額からこの保険料に至るまでどういう計算をしていくかという部分については資料でお示しさせていただくことができますので、それはまた次の委員会に資料としてお出しさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

ほかに何かお尋ねになりたいこと、ございませんでしょうか。

小林委員。

小林委員 国保の赤字の大きな要因に介護や後期高齢者医療への支援金というふうに理事者のほうおっしゃっていましたがけれども、この介護保険自体もなかなか厳しい運営やなと思うんですけれども、そうなってききましたら、この3年間の給付を見込みで保険料こういうふうに算定されましたけれども、今で、3年後を見通してですよ。となってきたら、この計画の中にですね、今から努力して、努力することによって、負担も減らすことができるのかなと思うんですけれども、今までこういうふうに取り組みをされて、今回新たに計画をされましたけれども、今の斑鳩町の財政状況、国保やら介護やらの状況を見て、それを改善するような新たな施策ってこの中に入っているのかなというふうに、まだ読んでいないのでわからないんですけれども、そういうことも考えておられましたら、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。

委員長 今後の方向性について、委員から質疑がございましたが、いかがでし

ようか。 本庄福祉課長。

福祉課長 今後の町の取り組みと言いますか、方向性というところでございます。資料で申しあげますと120ページでございますけれども、こちらのほうに被保険者数の推計でございますとか、要支援・要介護認定者数の推計ということで、今回、今後3年間にあわせまして、平成32年度、あるいは平成37年度ということで、10年後の見込みについてもお示しをさせていただいております。こちらのほう見ていただいたらわかりますように、まず平成37年度では、第1号被保険者数のいわゆる高齢化の割合が33.1%と、こちらの表にはその率はないんですけれどもおおむね33.1%ということで、3人に1人が65歳以上というふうになってまいります。このような中で、当然のことながら、介護保険の給付量の増というものも見込まれてまいりますので、今回お示しさせていただいております計画書の中にも記載はさせていただいておりますけれども、いわゆる介護予防の関係でございますとか、いわゆる保険給付からいわゆる地域支援事業ということで、経費を抑えるというような形で国の方針も出ておりますので、そこらあたりを取り組むことによりまして、まず給付量を抑えていく取り組みをしていきたいと。

あるいは介護予防、いわゆる認定者の数でございますけれども、こちらのほうも、下にございますように、平成37年では認定率24.5%ということで、おおむね4人に1人が介護認定を受けられるということになってまいりますので、予防事業のほうも充実をさせていく中で給付量を抑えていきたいなど、このように考えております。それに当たりましての最初の3年間ということで、予防事業でございましたりとか、認知症の関係、あるいは総合支援事業の関係につきましても準備期間ということで、平成30年からの本格実施に向けての取り組みを進めていくということで、計画上記載をさせていただいております、取り組みを進めていくということにさせていただいているところでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、ちょっと確認させていただきたいと思います。この保険料の算定をするに当たりましてですね、介護保険の会計の中においては、国・県や市町村が按分をされまして支出金を出していただいているわけなんですけれども、その中で、5%の調整交付金があります。これまで斑鳩町の実績としては、2.51%が斑鳩町の割合で、残り5%のうちの2.51は調整交付金入ってくるけれども、残りの2.49%については1号被保険者の保険料で徴収をしなければならないという、この計算をするに当たりましてですね、そういう計算がされているというふう実績があるんですが、この第6期についてもこの形での計算をされているというふうに承知はしているものの、この財政交付金の、この率っていうのは、今後3年間で、この、今、斑鳩町がいただいている2.51っていうのは変化する可能性、変わってくる可能性っていうのはないんでしょうか、あるんでしょうか。その辺のちょっと確認したいなと思うんですが。 本庄福祉課長。

福祉課長

今回、介護保険料、あるいは給付量の見込みを算定する中で、国からのワークシートに基づいて計算をさせていただいておるところでございまして。その中で、調整交付金の見込交付割合というものも出ておりまして、後期高齢者の加入割合でございましてとか、各所得段階の保険者数でございましてとか、そこらあたりで自動的に計算されるというものになっておるんですけれども、その計算結果、ワークシート上の計算結果では、平成27年度が2.71%、平成28年度が2.81%、平成29年度が2.91%ということで、あくまでもワークシート上での結果ではございますが、現状の2.51%よりも交付率は上がるという形では出ておりまして、それに基づいて保険料についても算定をさせていただいておるところでございまして。

委員長 そうしたら、これまでの実績の2.51からこの割合が上がった形で今回のこの保険料設定っていうのはきちっとされているというふうに捉えたらよろしいんですね。

福祉課長 おっしゃっていただいているとおりでございます。

委員長 わかりました。その辺のね、ちょっと確認をしておきたかったということと、もう1つ大きな問題があると私は思っているのが、国のほうがですね、低所得者対策を国のほうから助成するという案が当初から言われておりまして、今後、低所得層の方にあまりに、値上がりはするだろうけどもご負担をかけないでおこうという考え方っていうのは、国のほうからも示されていて、町としてもそうしようという形で、これまで一定答弁もあったと思うんです、過去にね。けども、国の情勢が変わってきている中で、一遍、一般質問やったか委員会やったかでそういう答弁もされている中でですね、この際ですね、きちっとやっぱり、答弁に違いが出てきている状況があるのではないかと思いますので、確認をさせていただきたいんですが、国の低所得者対策については、助成状況というのはどういうふうに変ったのでしょうか。その点について、確認をさせておいていただきます。

福祉課長 今回、第6期の計画に当たりまして、今、委員長おっしゃっていただいていますように、低所得者の第1号保険料軽減強化ということで従前から国のほうが案を示されておったところでございます。公費投入ということで、国が2分の1、県あるいは市町村が4分の1ずつということで公費を投入するというところでございます。

当初の予定では、ことしの10月からの消費税の財源を充てるということで、当初予定されておったところでございます。今、先ほどお示しさせていただきました資料の2、国の基準でございますけれども、第1段階が0.5、割合0.5になっておるんですけれども、これを0.

2下げて0・3、第2段階につきましては、0・75を0・5、第3段階につきましては、0・75を0・7ということで消費税財源を投入することによって軽減をしていくという予定でございました。

しかしながら、消費税の税率の引き上げのほうは1年半先送りされたことによりまして、今現在、国のほうで来年度予算の関係で調整をしておるといふことで情報がございます。今現時点での軽減の予定でございますけれども、平成27年4月、この4月からにつきましては、第1段階についてのみ、これはあくまで国の基準でございまして、0・5から0・45、27年度、28年度につきましては第1段階のみについての軽減と。29年4月からにつきましては、先ほど申しあげました第1段階について0・5から0・3、第2段階が、0・75から0・5、第3段階が、0・75から0・7ということで、それぞれ0・2、0・25、0・05、公費を投入していくということで、現在の情報としてはそういう形で国のほうからきておるところでございます。

委員長 そうしましたらですね、今、これ3年間、27、8、9、3年間この保険料設定でいく中で、国の動向が、そういう動きですね、それを踏まえてですね、そういう軽減がされた場合は、実際、保険料っていうのはその都度ですね、町としてはどういうふうにされるのか。じゃあこういうふうにしましょう、そういうふうにならなければならぬからじゃあ軽減をすぐやりましょうということで、国のペースにあわせてすぐ軽減っていうのはかけていっていただけるといふふうには、こちらとしても考えていてよろしいんでしょうか。年度の途中とかになっても、すぐ、国が言うように軽減していくという姿勢であるというふうには捉えておいてよろしいでしょうか。 植村住民生活部長。

住民生活部長 介護保険には賦課期日がございまして、それは4月1日となっておりますので、介護保険料に関する変更というのは、これまでも、年度途中でというのはあまりないと思っております。今、課長が説明しましたように、あり得る策とすれば、平成27年4月に第1段階の割合が変更す

るということは、一番早い軽減という策が講じられることになります。

ただ、条例上はですね、保険料額、保険料率なんですけれども、それについてはあくまでも一旦決めておいて、例えば、国民健康保険税で言います軽減、よく2割軽減とか特別な軽減がありますけれども、あれと同じような形になるものと考えております。従いまして、仮に国の基準で0.5から0.45にするとした場合でも、本町においてはこの部分が0.49にしようということですので、軽減率をどうするかということは、これはこれで考えやなあかんことなんですけれども、仮に軽減するとなった場合には、条例上は、軽減の金額を改めて定めるということになります。ですから、保険料額を変更するというのではなくて、軽減する金額を改めて条例上でうたうということになります。これが、賦課期日の関係もございますので、国の予算が通って、固まって、本町としても実施していくということになれば、改めて条例を改正させていただくということになります。その時期によっては、賦課期日との関係から専決処分をさせていただいて、あとで議会でご承認いただくということになるかもしれませんけれども、このあたり、もう1度、3月委員会あたりでそのあたりの最新の情報もご報告できればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長

わかりました。その辺がね、私も気になっておりましたので、今、尋ねさせていただきました、ひょっとしたら専決ていうような、もう、形にもならざるを得ない場合もあるかなっていうことでね、委員皆さまにもその辺のほうご理解いただく、ご確認いただくという意味でお尋ねさせていただきました。

ほかに、よろしいございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長

そうしましたら、以上、3つ目終わらせていただきまして、続きまして、4番目、斑鳩町障害者福祉計画・第4期斑鳩町障害福祉計画(案)

について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町障害者福祉計画・第4期 斑鳩町障害福祉計画（案）につきまして、資料5によりご報告をいたします。

初めに、本計画の概要でございます。

まず、斑鳩町障害者福祉計画でございますが、この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づきまして本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めるものでございます。計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年を計画期間としております。

第4期斑鳩町障害福祉計画につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の第88条の規定に基づきまして、計画期間における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の量の見込みや提供体制などについて定めるものでございまして、計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年となっております。

両計画とも、現計画が平成26年度、今年度をもって終了いたしますことから、新たな次期計画を策定するものでございまして、計画策定に当たりましては、国の基本計画、あるいは基本指針、アンケート調査、また、これまでの実績等をもとに、障害者福祉計画推進協議会において慎重にご審議をいただいたところでございます。

それでは、お手元に配布しております資料5の計画（案）によりまして、計画の記載内容について簡単にご説明をさせていただきます。

初めに、1ページからの第1部総論でございます。10ページにかかけまして、計画策定の基本事項として、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ、計画の期間などについて記載をしております。

また、11ページから21ページでございます。こちらにつきましては、障害のある人を取り巻く概況といたしまして、人口や障害者手帳の所持者数等の推移など、基礎数値について記載をしております。

続いて、23ページでございます。こちら、第2部斑鳩町障害者福祉計画でございます。

新たな斑鳩町障害者福祉計画におきましては、これまでの基本理念「ふれあいと支えあいの輪を広げ、ともに生きるまち斑鳩」を継承することとし、また、26ページに記載をしております施策の体系図のとおり、各種障害者福祉施策を展開するに当たりまして、6つの基本目標を定めてまいります。また、27ページから40ページにかけましては、施策の展開といたしまして、6つの基本目標ごとにそれぞれ施策・事業を記載しております。

次に、41ページ第3部第4期斑鳩町障害福祉計画でございます。

43ページから44ページにかけましては、国から示された基本的な指針に基づく第4期障害福祉計画の基本的な考え方、45ページから57ページにかけましては、現第3期計画中の障害福祉サービス等の実績と見込量等との比較について記載をしております。

58ページでございます。82ページにかけまして、平成27年度から29年度までの第4期計画期間中のサービス等の見込量と整備方策、また、第3期計画と同様に国から示されました福祉施設入所者の地域生活への移行等の目標値などを記載しているところでございます。

見込量等につきましては、第3期計画期間のサービス等の提供実績をもとに、アンケート調査によるサービスの利用意向等も反映させますとともに、障害者福祉計画推進協議会での意見も踏まえながら見込量を算出させていただいたところでございます。

最後に、83ページからでございますが、計画の推進体制となっているところでございます。

障害者の方を取り巻く環境につきましては、これまでのたび重なる制度改正等によりまして、サービス等についても一定の充実をしましてまいったと、このように考えております。町といたしましては、障害者を含む住民の皆さまにわかりやすい情報提供に努めることによりまして、安心してサービスを受けていただくことのできるよう一層努めてまいりたいと考えております。また、サービス提供とあわせまして、町の各種障害

者施策を進めることにより、障害があってもなくても住み慣れた地域で自分らしく生活できるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

計画の概略につきましては以上のおりとなっておりますが、本日、非常に簡単な説明とさせていただいたところでございますので、詳しくは後ほどごらんいただきましたらと、このように思います。

なお、計画書につきましては、これから製本作業に入っておりますが、製本できましたら、改めまして委員皆さま方に配本のほう、させていただきたい、このように思います。また、町民の皆さま方にも、広報紙、あるいはホームページ等を通じまして計画の概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上、本当に簡単ではございますが、斑鳩町障害者福祉計画・第4期 斑鳩町障害福祉計画（案）についてのご報告とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがあればお受けいたします。

この冊子につきましては、本日皆さんにお配りしたところでございますので、なかなかすぐに目を通していただけるというような状況ではないとは思いますが、何か気になる点などございましたら、どうぞお尋ねになっていただいたら結構かと思えます。いかがでしょうか。

小林委員。

小林委員

7ページの⑥の障害者就労施設等からの物品等の調達についてなんですけれども、昨年度、7町で、ガイドラインやパンフレットを作成されて、各市町村の障害者施設にどういうふうな、各障害者の障害施設でどういうようなことが調達できるかというふうに、7町でつくられましたけれども、斑鳩町が平成26年度5万円という予算で、私、その5万円が多いのか少ないのかは、正直、シルバーさんや町内の業者さんとの調整をしなければいけないというふうに明記されておりましたので、そうい

う聞き取り調査していませんので、少ないか多いのかはわかりませんが、この機会にですね、町の考え方についてちょっと改めてお聞きさせていただきたいのと、あと、27年度について、金額について、この前いただきました27年度の予算の概要にはですね、ちょっと書いていなかったのか、ちょっと探すことができなかつたので、27年度についてもどういうふうに考えておられるのかについて。

それとですね、もう1つ関連して、県のほうですね、これについて、平成27年度、プレミアム商品券みたいな、障害者の関係で、プレミアム商品券みたいなことをするようなことをおっしゃっていましたがけれども、それには斑鳩町の登録している施設が該当するのか、あわせてちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 まず、障害者の就労施設等からの物品等の調達推進方針でございます。今年度、平成26年の10月26日付で当町のほう、調達推進方針を定めさせていただいたところでございます。今回、26年度に関しましては、初年度ということもございましたので、一定、町内の障害者の就労施設さんのほうに、どういった業務ができるのかというのを確認する中で各課に照会もさせていただきながら、5万円という目標値を定めさせていただいたところでございます。こちらに関しましては、毎年度公表あるいは見直しをするというふうに国のほうの法律もなっているところでございますので、今年度の実績を見ながら、次年度以降、できるかぎり調達の金額、目標値を上げられるように取り組んでまいりたいかと、このようには考えているところでございます。

それと、あと、27年度に向けての考え方というところでございますけれども、これに特化したしました予算科目ではございませんでして、各課の事業の中で、いわゆる印刷であれば印刷製本費というような形で取り込まれているような格好になっておりますので、いわゆる通常の支出の中での調達先がいわゆる障害者の方の就労施設となってくるという

ことになってまいりますので、ちょっとご理解のほうお願いしたいなど、このように思います。

あと、プレミアム商品券、県のほうのプレミアム商品券の関係につきましても、申しわけございません、ちょっとその辺の照合というか、確認をしておりますので、後ほどまた確認をさせていただければなど、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 池田副町長。

副町長 県のプレミアム商品券の関係で、障害者の特化したプレミアム商品券も発行されると。何千万円単位で、そんな多くはないんです。何千万円単位で発行されます。それにつきましては、障害者の授産施設で買い物した場合に使えますよという、県が発行される予定となっております、確か2、3千万やと思うんですけども。

ただ、そのときに、斑鳩町内にある、また、広域7町にある授産施設がそこへ、うちも登録しますよと、これ、商工会と一緒にですから、された場合はいけると、こんなことになっておりますので。それでされます。町はそれには乗っかっていくというよりも、県が発行されるもので、町は、乗っかるとしたら町の施設が乗っかる、そこへ乗っていくということになってくるわけでございます。

委員長 ですから、7町にある施設さんがそこへ乗るか乗らないかということであって、町としては、それについては特別にどうこうできないというような、今の副町長のご答弁だと思いますけれども。

さらにいくつか、何かの点、ございますか。よろしいですか。

(「もういいです」と呼ぶ者あり)

委員長 何かほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、ここで、10時30分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時30分 休憩)

委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、各課報告事項の5番目ですね。第2期安心して生み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画(案)につきまして、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 第2期安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画(案)について、資料6でご報告させていただきます。

本町では、平成20年度に、安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画を策定し、誰もが安心して産み、子育てができるよう、母子保健事業に取り組んでまいりました。今回、計画期間が終了することに伴いまして、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間といたしまして次期計画を策定するものであります。

母子保健を取り巻く状況を踏まえまして、第3章では、平成21年度から平成25年度までの取り組みとその評価を行い、それに基づき次期計画を第4章以降に取りまとめております。

それでは、資料6の計画(案)の26ページをごらんください。A3の表を入れております。26ページでは、次期計画の体系についてであります。

近年の少子化や核家族化などにより、親と子をめぐる環境は変化していることから、個々の親子の状況に応じた支援が求められています。子どもの健やかな発育のためには、子どもへの支援に限らず、親がその役割を発揮できるよう親への支援を行い、地域が一体となって母子保健対

策を推進していくことが重要となります。そこで、本計画では、安心して子どもを産み、全ての親と子が健やかに暮らすことができるよう、引き続き前期計画と同じ5つの基本方針、一番左端のところにIからVで示しております、安心して妊娠・出産ができるための支援、子どもの心とからだの健やかな発達のための支援、安心できる保健・医療体制の整備、思春期の子どもの心とからだの健やかな発達のための支援、母子保健のための関係機関との連携に、それぞれの取り組み目標、そしてめざす姿を掲げ、取り組んでいきます。

27ページ以降に、次のページから27ページ以降に、第5章施策の推進として、この5つの基本方針ごとに、取り組みの方向や成果指標などを取りまとめております。

詳細については省略させていただきますが、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

なお、この計画策定に当たりましては、町の医師会、町歯科医師会、薬剤師、郡山保健所長、校園長会、また、子育てや健康づくりにかかわる団体等の代表からなる健康づくり推進協議会でご意見をいただき、取りまとめをしております。

この計画につきましては、製本作業に入ってまいりたいと考えておりますが、製本できましたら改めて皆さまに配本させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

また、周知につきましては、ホームページ等でお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上で、第2期安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン斑鳩町母子保健計画(案)についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

それでは、報告が終わりましたので、何か質疑、意見がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 斑鳩町で安心して生み育てることにはですね、私は、男性のもうちょっと意識改革がこれからの時代必要ではないのかなというふうに思っています。その中で、このパパママスクールサロンの実施状況を見させていただきますと、この参加人数の実人数から、うち妊婦さんを引いた数名が男性ということで認識してよろしいですかね。まずその確認をさせていただきます。12ページです。教えていただきたいんですけども。

健康対策課長 ご家族の方も来られますけども、おおむねそういうことで結構かと思えます。

小林委員 いろいろ、安心してっていうことでいろいろな施策の中で、やっぱりお母さん、女性を対象にされることが多いのかな。でもやっぱり、なかなかね、女性のほうは頑張っておられる中でですね、男性が頑張っていないとは言いませんけれども、やっぱり男性の、父親のほうの意識改革をもっともっとしていくことによって、女性がですね、斑鳩町でもっともって生み育てやすい環境になるのかなと思いますのでね、そういう中で、今、テレビで、だめな夫ってというのがはやっているみたいで、ちょっと妻に見ておきなさいよって言われているんですけどもね、いろいろなお母さん方のご意見を聞きますとですね、共感されるところが大変あって、いろいろ言われるんですけどもね、そういう思いをですね、やっぱり改善していくことも行政として必要ではないのかなっていうか、父親の意識改革をこれからはちょっと行政を出していく必要もあるのではないかなというふうに思いますのでね、そういうことにも取り組んでいただくようにですね、お願いを申しあげさせていただきたいと思います。

委員長 父親が、正しくって言ったらおかしいですけど、よりよい子育てに参加してもらえんというような状況ですね。そして、今、質問者がおっしゃったことを私も見ておりましたら、実に妊婦以外の参加者が非常に少ない状況になっていますけれど、このパパママスクールっていうのは、実施される曜日とかはどないなっていますか。土曜日なんかにあえてで

きたら父親にも参加していただけるようにとかいうことで土曜日に設定をすとか、そんな工夫などは今までされたことがあるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

健康対策
課長 今おっしゃっていただいたように、やはり父親、お父さん等も働いて
いる方も参加しやすいということで、土曜日も開催をしております。

委員長 そうしたら、今後もできるだけそういう方向性で、呼びかけですね、
広報するときの周知の仕方の中にも、お父さんも参加してええんかな、
どうかなって、しにくいなっていうのではなくて、どうぞ、どうぞとい
うふうに門を広げて、参加しやすい雰囲気の情報発信の仕方っていうのかな、
そういうのも工夫していただいて、それで土曜日なんかにも日程を組ん
でいただいて、来ていただける日をつくるというような意識を持って進
めていっていただきたいということで、よろしいございますか。

ほかに、何かございますでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

きょう冊子が配られた状況の中で、先ほどからこれで3つめなんです
が、なかなか委員会当日に冊子が出てきて、すぐいろいろな、目を通す
というのは難しいですが、ただ、これから製本作業に入っていかれるとい
うこともございますので、委員皆さんのほうでまた目を通されて、これ
はちょっとおかしいかとか、これはどうやろうという問題がありましたら、
また、私のほうへご連絡していただくなり、議会事務局のほうへ
ご連絡いただくなりして、担当とも連携していきたいと思います。お気
づきの点がございましたら、また、委員会終了後、ご連絡のほうもいた
だけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、よろしいございますか。

(な し)

委員長 では、ないようですので、続きまして、6点目です。斑鳩町新型イン
フルエンザ等対策行動計画（案）につきまして、理事者の報告を求めま

す。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について、資料7でご報告させていただきます。

新型インフルエンザはほとんどの人が免疫を獲得していないことから、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、経済にも大きな影響を与えかねません。そのため、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、また、ピーク時の患者数をなるべく減らすことで適正な医療を提供し、町民の生命及び健康を保護し、生活に及ぼす影響を最小限となるよう対策を講じるために、国や県の行動計画と整合性を図り、この計画を策定するものであります。

それでは、資料7の計画(案)をごらんください。

1ページから2ページであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定や町行動計画の策定等について載せております。

3ページから21ページまでは、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針として、対策の目的・基本的戦略、あるいは対策の基本的な考え方や行動計画の主要6項目などについて載せております。

22ページから61ページまでは、各発生段階における対策といたしまして、未発生期、海外発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策をまとめております。

62ページから64ページでは、県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策を、そして、65ページには、別表として役割分担表を載せております。

新型インフルエンザが万一発生した場合は、毒性や感染状況などを勘案し対策を講じていく必要があります。また、この計画で想定されていない状況等が発生すれば、その都度、国・県と連携を図り、町対策本部で協議し、対策を講じていかなければならないと考えております。

詳細については省略させていただきますが、後ほどごらんいただきま

すようお願い申し上げます。

なお、この計画策定に当たりましては、斑鳩町健康づくり推進協議会、奈良県保健予防課及び県防災統括室からご意見をいただき、取りまとめをしております。

この計画につきましても製本作業に入ってまいりたいと考えており、製本ができましたら改めて皆さまに配本させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

これにつきましても、周知につきましては、ホームページ等でお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。特にございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員

特にこの行動計画で別のないねんけど、この、今、例えば、よう地域で防護服着て訓練とか、このインフルエンザの訓練とかされていますけども、訓練までどうかなというのは思いますけど、この対応というのは、以前から、例えば防護服を備蓄したり、そんなんはされているのかどうか。

健康対策
課長

平成21年度に新型インフルエンザが発生いたしまして、そのときに、備蓄品といたしまして、防護服、マスク、それと消毒液等を備蓄しております。今後、その分につきましても順次そろえて、こういった不測の事態に対応するために充実させていきたいというふうには考えております。

委員長

ほかにごございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、以上、レジメのほうに書かせていただいている分につきましては終わらせていただきますが、このほかに理事者側から報告しておくことがございましたら、お受けいたします。

栗本環境対策課長。

環境対策 環境対策課から1件、ご報告をさせていただきます。

課長 2月16日に開催されました議員懇談会におきまして、3月議会におきまして損害賠償の額の決定及びそれに伴います平成26年度一般会計補正予算の専決処分の報告をさせていただき旨の説明がございましたように、年末のごみ持ち込み業務の中で、持ち込みに来られた住民の自動車を破損させるといった事故が発生をいたしましたので、その概要をご報告をさせていただきます。

12月28日日曜日につきましては、午前8時30分から午後3時30分までごみの持ち込み受付業務を衛生処理場で行ったところであります。通常、土、日曜日のごみ持ち込み件数は50件程度であります。例年12月は通常よりもやや多く、一昨年、平成25年12月の第4日曜日で90件の持ち込みがあったことから、12月28日は、通常より職員1名を増員し、4名体制で業務を実施をしたところであります。

しかし、昨年12月は、1日が月曜始まりで、その関係から第4日曜日が28日と、多くの住民の方が年末年始の休み期間に入っていたこともございまして、例年の倍以上の222件の持ち込みがあったところであります。

また、通常、持ち込まれたごみは、持ち込み者がおられないときにパッカー車への積み込み作業を行っておりますが、12月28日は、持ち込み者が途切れることが少なく、途中から積み込み作業ができず、衛生処理場内の各ごみ置き場スペースに野積みをしていた状況であります。

このような状況の中、午後2時50分頃に、大阪市住吉区にお住まいの酒井和雄様が、服部2丁目の実家のごみ、電子レンジを自動車で搬入

し、粗大ごみ置き場の横に自動車を停車し、電子レンジをごみ置き場に置かれたところ、何かの拍子に野積みしていた粗大ごみの一部が崩れ、その一部が酒井様が停車をしていた自動車のそばに立てかけてあった自転車に当たりまして、その自転車が倒れ、自動車の右側側面を破損させたものであります。

年明けから、酒井様との協議など事務手続きを進め、本年、平成27年1月28日に、酒井様の車両の修理代として15万6,600円の損害賠償を行うことで示談が成立し、同日付で損害賠償の額の決定及び平成26年度一般会計補正予算につきまして、それぞれ専決処分をさせていただいたところであります。

このことから、冒頭にも申しましたように、来る3月2日開会の定例会におきまして、損害賠償の額の決定、それに伴います補正予算の専決処分につきまして、それぞれご報告させていただく予定にしておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。以上です。

委員長 ただいま報告が終わりましたが、これにつきましては何か委員さんのほうでさらにお尋ねになりたいことであつたり、ご意見などございますでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたらですね、お隣のほうに建設中でございます、リフォーム、リフォームと言うのか改築をされている黎明保育園のほうの現地調査を当委員会としても行いたいという話が委員さんからも出ておりましたが、その後ですね、そのやり方っていうのか、どうも、向こうさんのほうからも何か内覧会というような話もちよっと耳に入ってきたんですけども、その辺の形を、担当のほうはそうしたら、どういうふうな形で進めていこうというふうにお考えになっているのか、ちょっとその辺が私も、今後、どうも検査が3月10日とかいうような話もちらっと耳にしたものですからね、そんな中で、どんなふうに行うことができるのかなって

う心配もありましたので、どういうふうに。その辺だけちょっと、現時点での報告だけちょっとしておいていただけたらと思うんですが。

本庄福祉課長

福祉課長 前回の厚生委員会のほうで、斑鳩黎明保育園の見学ということでお話をいただいたところでございます。その後、和光会さんのほうに連絡をさせていただきまして、次回の厚生常任委員会、3月の16日月曜日、日程が決まった段階でちょっとお伝えをさせていただいて、委員会の始まる前に見学を、委員皆さんにさせていただけたらなということで、お願いをしておる状況でございます。当日恐らく見学できる状況になっておろうかというふうに思っておりますので、また委員長さんなり副委員長さんのほうと調整をさせていただけたらなと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

委員長 再開いたします。

そうしましたら、ただいま福祉課長のほうから報告がありましたように、次回、開会中の厚生常任委員会の当日に、斑鳩黎明保育園の現地を見学をさせていただき、中の状況なども確認をしたいというふうに思ひます。打ち合わせの詳細については正副委員長のほうにお任せいただきたいと思ひますが、それでよろしいござひますか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、次回の委員会ということでご理解をしておいていただきたいと思ひます。

ほかに、何か報告しておくことはございますでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上で各課報告事項について終わらせていただきます。
続きまして、3番目のその他について議題といたします。
委員皆さまのほうで、何かお尋ねになりたいことなどございましたらお受けいたしますが、ございますでしょうか。その他について、よろしいございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてもこれで終わらせていただきます。
それでは、以上をもちまして本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。ありがとうございます。
それでは、閉会に当たりまして、副町長のご挨拶をお受けいたします。
池田副町長。

副町長 (副町長挨拶)

委員長 それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。
皆さま、大変ご苦労さまでございました。

(午前10時55分 閉会)